
介護給付費等詐欺事件について

1 対象者

40代女性（大阪市内在中の法人代表）

2 概要

上記対象者は、利用者が西宮市内の通所介護事業所に入所しているにもかかわらず、利用者の自宅においてサービスを提供したとして、令和2年2月5日から8月7日までに市が法人に支払った訪問介護にかかる介護給付費等について、不正に請求し受領したとして、令和5年11月12日に尼崎南警察署に逮捕されました。

3 経緯

- 令和2年2月1日 尼崎市内在中の介護・障害福祉サービス事業所を指定
- 令和2年8月6日 当該事業所の監査開始
- 令和2年8月31日 当該事業所から届出があり事業所廃止
- 令和3年2月5日 当該事業所の監査忌避（法人代表から今後一切調査を拒否する内容の文書を受領し、以降、書類の提出を求める市の通知に対しても返答なし）
- 令和4年12月27日 尼崎南警察署に詐欺の疑いで告訴状を提出（介護保険法等の信頼を損なわせるとともに、制度の施行に極めて重大な支障を与え、制度の根幹を揺るがす悪質なもの）
- 令和5年11月12日 尼崎南警察署が、訪問介護にかかる給付費・扶助費の詐欺の疑いで対象者とその夫を逮捕

4 被害金額

4,303,310円（令和2年2月5日から8月7日までに支払った訪問介護等にかかる給付費・扶助費の合計）

なお、当該法人から全額返還済み。

5 今後の対応

引き続き、捜査機関による捜査状況を注視していきます。

以 上